

桐生市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1 業務名

桐生市子育て世帯訪問支援事業業務

2 業務の目的

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、特定妊婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間

契約日～令和8年3月31日

4 業務の内容

- (1) 受託者は、利用決定通知書に基づき、対象家庭に以下の支援を行う訪問支援員を派遣する。

①家事支援	・ 食事の準備及び片付け ・ 衣類等の洗濯及び補修 ・ 住居等の清掃及び整理整頓 ・ 生活必需品の購入 ・ その他、日常的な家事に関して必要と認められるもの
②育児 介護 看護支援	・ 食事、更衣又は排せつの介助 ・ 入浴（沐浴）の介助 ・ 通院の付き添い、外出時の介助 ・ 保育所等の送迎 ・ 児童の見守り ・ その他、日常的な育児・介護・看護に関して必要と認められるもの
③その他	・ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言 ・ その他、必要と認められる支援

- (2) 但し、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。
- (3) 支援は原則、保護者の在宅時に行う。但し、保育所の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。
- (4) 支援会議等への出席を求められた場合、原則担当する訪問支援員が出席する。

5 利用対象世帯

本市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要な次にあげるような状態にある世帯。

- (1) ヤングケアラー等がいる世帯。
- (2) 保護者に監護させることが不適當であると認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯。
- (3) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯及びそれに該当するおそれのある世帯。
- (4) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (5) その他、市長が本事業による支援を必要と認める世帯（ヤングケアラー等を含む）

6 実施日時

- (1) 実施日 原則、月曜日～日曜日（年末年始を除く）
- (2) 実施時間帯 サービスにより利用者と相談し決定

7 利用（サービス提供）時間

- (1) 1回の利用は、1時間単位で合計2時間以内とする。
- (2) 1週間当たりの利用は2回以内とする。

8 利用（サービス提供）期間

- (1) 利用期間は、支援会議の決定に基づき、3か月を基本とする。
- (2) 必要に応じて、利用期間の延長をすることができる。

9 委託する事業者（受託者）の要件

受託者は次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

- (1) 次のいずれかに該当する事業所
 - ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
 - ウ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所
 - エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所で、特に市長が必要と認める法人格を有する事業所

- (2) 上記事業所を桐生市内及びみどり市内に有していること。

10 委託料等

(1) 委託料

訪問支援員派遣時間	委託料の額
1 時間まで	4,860 円
1 時間を超えて 2 時間まで	7,860 円

(2) 委託料の請求

受託者は支援対象家庭へ訪問支援員を派遣したときは、翌月の 10 日までに実施報告書兼請求書及び利用確認書を提出し、事業の実施報告及び委託料の請求を行う。

11 その他

- (1) 受託者は正当な理由なく本事業に関して職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 受託者は支援対象家庭からの相談等により知り得た事項について市に連絡する必要があると認めるときは、相談等連絡票により市に連絡する。
- (3) 訪問支援員派遣中に事故及び損害が生じたときは、受託者が自らの責任と負担によりその処理に当たる。この場合、受託者は生じた事故及び損害の内容を速やかに市へ報告しなければならない。